



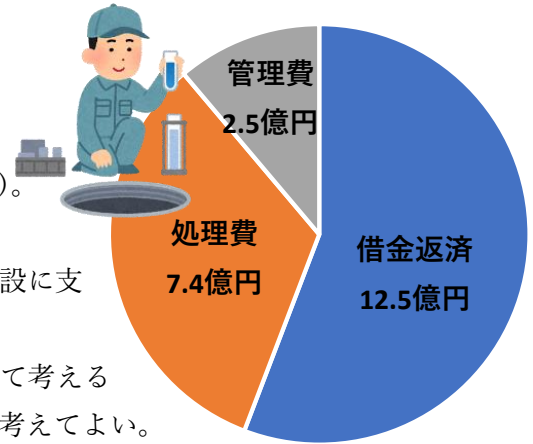
今月の市の広報誌（5月15日号）に『下水道事業の適切な運営に向けて』と題して、下水道の使用料の改定に向けた説明が掲載されました。今回のレポートは、下水道料金についての疑問点を Q&A で解説します。市の広報誌も一緒にご覧ください。なお、市の広報誌の数字は5年分の見込みが書いてありますが、この通信の数字は H28 年度決算の1年分の数字ですので誤解のないようお願いいたします 池戸一成

## 下水道料金の値上げは必要なのか !?

### 下水道運営に、年間どのくらいの経費が掛かるの？

下水道の運営には主に以下の経費が掛かります（H28 年度決算）。

- 管理費 ⇒ 人件費や維持補修に掛かる経費など。
- 処理費 ⇒ 『流域下水道維持管理負担金』といい、処理施設に支払う下水の処理費と考えてよい。
- 借金返済 ⇒ 設置した下水道管などの原価償却分に置き換えて考えることができ、設備の年間使用料のようなものと考えてよい。



### 現在は経費をどのように賄っているの？

利用者から集める下水道使用料の約 12 億円と、足りない分は一般会計からの補てん（税金）などの約 10.4 億円で賄っています（H28 年度決算による）。下水道使用料は、下水道につないでいる方が支払っていますが、税金での補てんは下水道につないでいない方も負担していることになり、不公平があることは否めません。

### 『適正な使用料』とは？

下水の中には雨水も含まれ、この分の処理費は税金で負担すべきでしょう。このような税金で認めてもよいと考えられること以外にかかる経費を使用料で賄うという考え方で定めたのが『適正な使用料』です。

### 『公営企業会計』にしないとどうなるの？

下水道会計を『公営企業会計』にすると、お金の流れ、資産・負債がどの程度あるのかが把握できるようになります（『公営企業会計』の詳細は市の広報を参照ください）。そして、現在の状況が赤字状態にあり、それを税金で補てんしていることが明らかになるでしょう。このことは、現状の使用料が適正でないことを意味します。

また、国は今後も安定的に運営できるように、市の下水道事業を『公営企業会計』にするよう要請しています。公営企業会計にしないと、国からの交付金を減らすこととしています。（※これは国交省の交付要件に記載されています。）



### 他の市と比べ各務原市の料金ってどうなの？

各務原市は H3 年に下水道事業をスタートして以来、H19 年度に一回だけ使用料の値上げを行いました。他の市を見てみると、岐阜市や大垣市など多くの市では、1~4 年ごとに使用料見直しが行われ、数%から最大でプラス 350%の料金値上げがなされています。現行の料金では、県内の中で最安値のようです。

### 使用料の値上げは必要だと思いますか？

私は必要だと思います。かかる費用は誰かが負担しなくてはなりません。「下水道会計の現状は赤字状態である」、「必要以上に税金で補てんするのは不公平感がある」などを考えると、下水道利用者の負担を少し上げ、税で負担する分を少し下げる料金改定は必要だと思います。

## 議長の役割ってなに！?

市議会の副議長になって2ヶ月が経ちました。議長・副議長の役割（お仕事）について、それまで一議員の立場から理解していたこともありましたが、その立場になって改めて認識したこともありました。

議長・副議長の役割なども含め、市議会について解説します。

### そもそも市長や市議会の役割ってナニ？

住みよい各務原市にするためには、市民がみんなで話し合いをしているいろいろなことを決めていくことが最も望ましいことです。しかし、市民全員が集まって話し合うことは不可能なため、市民の皆さんから代表者（議員）を選んでもらい、話し合いをしているのが市議会です。

一方、市長は、市議会で認められた予算（お金の使い方）や条例（市の法律のようなもの）に沿って仕事を具体的に実行していきます。

議会と市長は、それぞれの役割に基づき、お互いに考えを出し合いながら市政を正しく運営しています。

### 議長はどうやって決まるの？ 議長の役割は？

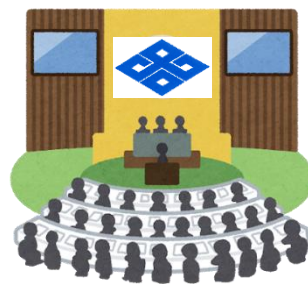
議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理します。副議長は、議長が出張や他の公務で不在のときなどに、議長の代わりに仕事をします。この役割に専念するため、各務原市議会では、議長や副議長は質問や質疑をしないことになっています。

### 議長の具体的な仕事は？

様々な仕事がありますが、例えば…

- イ) 市議会には『会派』があって、議会の運営をスムーズに行うために意見の取りまとめを行います。
- ロ) 議会事務局への指示などを行います。
- ハ) 市議会を代表していろいろな会議に出席します。
- ニ) 市長や近隣市町村議会など、他の機関と協議します。
- ホ) 市民からの議会に対する意見や問い合わせに対応します。

なお、副議長は、上記の業務で議長を補佐しています。議長が不在の場合は代わりも務めます。



## これまでの一七塾のご紹介

### 高齢者への具体的な行政サービスのあれこれ

受講者から「申請しないと受けられないサービスも多いね」「今は必要ないけど、必要になったときのために聞いてよかったです」などの声をいただきました。介護施設の現状からおむつ代の補助まで、いろんな話が聞けました。

### 年金の基礎知識

「国民年金って何？」「厚生年金と何が違うの？」「私たちって、年金もらえるの？」など、いまさら聞けない基本的なことを、いろいろ教えてもらいました。

### エンディングノート（終活ノート）の書き方

自分に何かあった時、残された家族はどんなことに困るのか。「ウチは財産もないから、大丈夫！」と考えるのは大きな間違いだと気づきました。参加した皆さんは、目からウロコでしたね。

講師をお招きして、さまざまな勉強会『一七塾』（いちななじゅく）を開催しています。

**毎月 17日 19:30～ 池戸一成事務所にて**（都合により休講もあります）

※ 5月と6月は『美文字教室』（予定）

※ 事前にお問合せください。（電話 371-2749）

